

高岡多職種連携システム運用管理規程細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用管理規程細則は、高岡市における多職種間の地域医療連携を促進するためのネットワークシステム（以下「高岡多職種連携システム」という。）を安全かつ適切に運用管理するための諸手続を定めるものとする。

第2章 高岡多職種連携システムの運用管理

(高岡多職種連携システム管理責任者)

第2条 高岡多職種連携システム管理責任者は、高岡多職種連携システムの安全かつ適正な運用管理を行うため、次の業務を行う。

- (1) 高岡多職種連携システムの利用に係る参加施設管理責任者の指導及び監督
- (2) 高岡多職種連携システムの利用に係る利用施設識別番号（利用施設コード）、利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）の管理
- (3) その他高岡多職種連携システムの運用及び管理に関すること。

2 高岡多職種連携システム管理責任者は、前項の業務を補助するため、高岡多職種連携システム管理補助者を置くことができる。

(高岡多職種連携システム管理補助者)

第3条 高岡多職種連携システム管理補助者は、高岡多職種連携システム統括責任者が指名する。

2 高岡多職種連携システム管理補助者は、高岡多職種連携システム管理責任者の指示を受け、次の業務を行う。

- (1) 高岡多職種連携システム管理責任者の業務の一部の代行
- (2) 高岡多職種連携システム管理責任者不在時の業務の代行

3 高岡多職種連携システム管理補助者は、業務状況について、適宜、高岡多職種連携システム管理責任者に報告しなければならない。

(参加施設管理責任者)

第4条 参加施設管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該参加施設に設置した高岡多職種連携システム管理責任者が許可した機器（以下「接続機器」という。）の管理
- (2) 当該参加施設に設置した接続機器において発生した障害への対応
- (3) 当該参加施設の利用者の指導及び監督

(4) アクセスしたデータの管理

(ウイルス対策)

第5条 参加施設管理責任者は、高岡多職種連携システムへのコンピュータウイルスの侵入の防止等セキュリティに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルスが高岡多職種連携システムに侵入しないよう注意しなければならない。

(参加申込等)

第6条 高岡多職種連携システムに参加するにあたっては、当該施設の代表者（施設長・管理者）は必要書類に記入の上、高岡市医師会在宅医療支援センターで別に定める費用とともに高岡市医師会在宅医療支援センターに提出し申請を行わなければならない。なお、医療機関もしくは医療機関に併設された施設が高岡多職種連携システムに参加する場合は、高岡医療圏で運営されている「れんけいネット」へ参加し、その後高岡多職種連携システムの参加申請を行う。

この際提出する書類は下記の通りである。

(1) すでに高岡医療圏の「れんけいネット」届出済みの医療機関

高岡多職種連携システム参加申込書（様式1）

「れんけいネット」利用者と異なった利用者を登録する場合は、高岡多職種連携システム利用者変更届（様式9）も必要

(2) 「れんけいネット」届出済みの医療機関に併設された施設で新たに当該システムを利用する施設

高岡多職種連携システム参加申込書（様式2）高岡多職種連携システム利用者届け（様式4）高岡多職種連携システム参加同意書兼誓約書（様式5）高岡多職種連携システム接続機器確認書（様式6）

(3) 上記以外で新たに当該システムを利用する施設

高岡多職種連携システム参加申込書（様式3）高岡多職種連携システム利用者届け（様式4）高岡多職種連携システム参加同意書兼誓約書（様式5）高岡多職種連携システム接続機器確認書（様式6）

2 参加施設の代表者（施設長・管理者）は、当該参加施設に参加施設管理責任者を置く。

3 参加施設管理責任者は、利用者を定める。

4 参加施設管理責任者は、利用者が高岡多職種連携システムを利用しなくなった場合には、速やかに高岡多職種連携システム利用者変更届（様式9）により、高岡市医師会在宅医療支援センターに登録抹消申請を行わなければならない。

5 参加施設管理責任者は、利用者の変更があった場合は、速やかに高岡多職種連携システム利用者変更届（様式9）により高岡市医師会在宅医療支援センターに変更申請を行わなければならない。

6 高岡多職種連携システム管理責任者は、長期間利用していない利用者の登録を抹消することができる。

(利用者)

第7条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自らの利用者識別番号(ユーザID)及び暗証番号(パスワード)を他人に開示し、又はこれを第三者に利用させること。
- (2) Winny その他のP2Pファイル交換ソフトの接続機器へのインストール及びそれを使用すること。
- (3) 接続機器の設置場所を変更すること。

(障害の発生)

第8条 利用者が第5条又は第7条の規定に違反することにより、高岡多職種連携システムに障害を発生させ、又は接続機器を亡失若しくは破損させた場合、当該参加施設は、故意又は過失の程度に応じ、修理又は復旧に要した費用を負担しなければならない。

第3章 高岡多職種連携システムの運用

(高岡多職種連携システムの接続手順)

第9条 参加施設管理責任者は、高岡多職種連携システム利用のために必要な次に掲げる諸作業を実施するものとする。

- (1) 高岡多職種連携システムの運営上必要とされるセキュリティ基準に適合した機器及び通信手段を準備すること。
- (2) 高岡多職種連携システム参加施設内の管理運用規程を作成するとともに、利用者に周知徹底させること。

第10条

- 1 高岡多職種連携システム管理責任者は、高岡多職種連携システム参加申請に基づき、高岡多職種連携システムの利用権限を参加施設に与えると同時に、高岡多職種連携システム側の受け入れ体制を準備整備する。
- 2 高岡多職種連携システム管理責任者は、高岡多職種連携システム参加申請に基づき、高岡多職種連携システムの開示権限及び利用権限を参加施設に与えると同時に、高岡多職種連携システム側の受け入れ体制を準備整備する。

(開示手順)

第11条 高岡多職種連携システムを利用し、診療情報の掲示板機能(メモ機能)を利用する場合は、当該患者の主治医が患者に対し高岡多職種連携システムに関する説明を行うとともに、同意書(様式7)を作成する。さらに、連携する職種とチームを編成し、患者情報及び連携職種・施設名・担当者名を高岡多職種連携システム患者登録申込書(様式8)に記入し、同意書(様式7)とともに高岡市医師会在宅医療支援センターに送付(FAX送付も含む)する。

- 2 高岡市医師会在宅医療支援センターは、主治医から診療情報の掲示板機能利用を依頼する連

絡を受けた後、速やかに掲示板機能を提供する。

(チーム変更・抹消手順)

第 12 条 患者の状態変更に伴い、チームを変更、もしくは抹消する場合は当該患者の主治医が患者およびチームメンバーに説明を行った後、チーム変更届出書(様式 10)もしくはチーム抹消届出書(様式 11)に記入し高岡市医師会在宅医療支援センターに送付(FAX 送付も含む)する。

(様式)

第 13 条 高岡多職種連携システムの参加申込等にかかる書類は、別紙様式のとおりとする。

高岡多職種連携システム参加申込書(様式 1)(様式 2)(様式 3)

高岡多職種連携システム利用者届出書(様式 4)

高岡多職種連携システム参加同意書兼誓約書(様式 5)

高岡多職種連携システム接続機器確認書(様式 6)

第 14 条 高岡多職種連携システムでの患者登録にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

患者同意書(様式 7)

高岡多職種連携システム患者登録申込書(様式 8)

第 15 条 高岡多職種連携システムでの利用者変更にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

高岡多職種連携システム利用者変更届(様式 9)

第 16 条 高岡多職種連携システムでのチーム変更にかかる書類は別紙様式のとおりとする。

高岡多職種連携システム登録チーム変更届出書(様式 10)

高岡多職種連携システム登録チーム抹消届出書(様式 11)

附 則

この運用管理規程細則は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則(一部改正)

この運用管理規程細則は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。